

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる大学活動レベルに応じた行動基準について(令和4年1月17日)

活動区分 大学活動レベル	1. 教育 (講義、演習、 実験・実習)	2. 教員活動および 学生の研究活動	3. 大学職員 事務職、技術職など	4. 会議・行事	学生		7. 出張等	8. 大学施設の利用
			5. 大学への登校		6. 課外活動			
1	・ 対面実施 ・ 状況により遠隔 授業	・ 研究活動可 ・ 感染予防チェッ クリストの徹底 ・ 在宅研究可	・ 通常勤務 ・ 在宅勤務可	・ 対面実施可 ・ 行事は規模・内 容を検討して判断	登校可	活動可	・ 国内出張等可 ・ 海外渡航は外務 省海外安全HPに従 う。	使用目的、規模等 を踏まえて個別判 断
2	・ 原則、遠隔授業 ・ 状況により対面 授業	・ 最小限の研究活 動 ・ 研究指導は限定 ・ 在宅研究推奨	・ 在宅勤務、時差 出勤推奨 ・ 別室勤務推奨	・ 行事は原則、オ ンライン ・ 学内会議は可	・ 対面実施される 授業、許可された 研究室入室、研究 指導のみ登校可	・ オンラインによ るものは可 ・ その他は原則不 可	・ 不要不急の国内 出張等は不可 ・ 海外渡航は不可	
3	・ 遠隔授業 ・ 遠隔対応できな い授業は休講	・ 機能維持のため 最小限の研究活動 のみ可 ・ 在宅研究活動	・ 在宅勤務 ・ 大学機能維持に 努める。	・ 行事は不可 ・ 会議はオンライ ンによるものは可	登校不可	・ オンラインによ るもののみ可	原則不可	

1 行動基準は標準的なものであり、状況に応じて柔軟に対応するものとします。

2 「4. 会議・行事」に関して、「会議等の特例について」を継続して適用します。